



令和4年4月21日 茅野市立玉川小学校

玉川小学校だより No.3 (文責 小林俊男)

玉川小の「いじめ防止」への取組

連日、いじめについて新聞報道されています。

「女子生徒が校舎から転落死し、いじめを訴える遺書が見つかる」、「女子生徒が公園で凍死した姿で発見され、いじめに遭っていた疑いがある」などの報道を目にすると、学校としてやるべきことがあったのではないかと考えてしまいます。

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、将来にわたってその心身に影響を及ぼす、重大な問題です。

本校は、本年度の教育目標を達成するために、「自己決定の場をつくる」と「やさしい」心を育むことを重点に行っています。全ての教育活動を通じ、「やさしい」心を育み、いじめを許さない意識を涵養していきます。

また、全教職員が、いじめはもちろん、「いじめを囃し立てたり、傍観したりする行為」に対して毅然とした態度を示すとともに、子ども一人一人の声に親身になって耳を傾け、相談に応じていきます。

子ども一人一人が安心・安全な学校生活を送り、「やさしい」心をもった人へと成長できるよう、「いじめ防止対策推進法」の趣旨に則り、本校の教育指針として「いじめ防止基本方針」を定めてあります。

この「いじめ防止基本方針」を定めて終わりではなく、4月に教職員で読み合わせを行いました。全教職員で理解しています。

本日、新1年生と転入生へ「いじめ防止基本方針」を配付させていただきました。新2年生以上へは、昨年度配付してあります。どんな内容が書かれているか再確認したい場合には、本校のホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

いじめは、目に付きにくい状況で行われたり、遊びやふざけを装ったりするなど、大人が気付かなく判断しにくいことが多いです。また、いじめた子どもが「いじめである」と自覚していないこともあります。学校は、これらの点を認識し、「子どもの些細な変化に気付く」「気付いた情報を、教職員間及び教職員と保護者の間で確実に共有する」「情報に基づき速やかに対応する」を大切に、対応していきます。

今後ご家庭と学校との連絡を密にして参りたいと思います。いじめに関することで、何かございましたら、速やかに学校に連絡をいただけますよう、お願い申し上げます。

茅野市立玉川小学校
〒391-0011 茅野市玉川 3674
担当 小林 俊男 (校長)
電話 72-2702
FAX 72-2043